

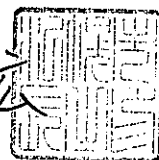


札幌市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月 8 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 23 号

### 札幌市税条例等の一部を改正する条例

(札幌市税条例の一部改正)

第1条 札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第19条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び第28条の3第14号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。
- (2) 第28条の3第2号中「令」を「法第314条の2第1項第2号の政令」に改める。
- (3) 第28条の5第1項中「及び15項」を「、第15項、第17項及び第19項」に改める。
- (4) 第30条の2の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法第317条の3の2第4項の総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置を講じていることその他の同条第4項の政令で定める要件を満たす」に、「法第317条の3の2第4項」を「同項」に改め、「(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて同項の総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)」を削る。
- (5) 第30条の2の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置を講じ

ていることその他の法第317条の3の3第4項の政令で定める要件を満たす」に、「法第317条の3の3第4項」を「同項」に改める。

(6) 第30条の4第1項中「規則で定める様式及び法施行規則第17号様式別表」を「法第317条の6第1項の総務省令で定めるところ」に改め、同条第2項中「規則で定める様式」を「法第317条の6第2項の総務省令で定めるところ」に改め、同条第6項第2号中「総務省令」を「法第317条の6第6項第2号の総務省令」に改め、同条第9項中「第33条の2の2第9項」を「第33条の2の2第11項」に改める。

(7) 第33条の2の2第1項中「第9項」を「第11項」に改め、同条第7項中「の同意がある」を「(第30条の4第1項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第5項(第1号に係る部分に限る。))の規定により提供した者又は同条第1項の規定による給与支払報告書の提出を法第747条の2第1項の規定により行つた者に限る。以下この項から第9項まで及び第11項において「特定特別徴収義務者」という。)が、第1項後段(前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第10項において同じ。)の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に改め、「(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を削り、「特別徴収義務者に対する」を「特定特別徴収義務者に対する」に、「通知事項」を「当該通知事項」に、「特別徴収義務者に提供することができる」を「特定特別徴収義務者に提供しなければならない」に改め、同条第9項中「記載事項」を「通知事項」に改め、「提供」の次に「及び第8項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「第321条の4第9項」を「第321条の4第11項」に改め、「が第7項」の次に「又は第8項」を加え、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「前項」を「第7項又は第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 市長は、特定特別徴収義務者(第1項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。)が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申

出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、法第321条の4第8項の総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを経由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、法第321条の4第9項の総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

(8) 第33条の3第3項中「規則で定める様式によつて」を「法第321条の5第3項の総務省令で定めるところにより」に改める。

(9) 第36条の5第2項中「法施行規則第2条第4項の」を「法第328条の5第2項の総務省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した」に改める。

(10) 第36条の6第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加え、「及び次条第1項」を「及び次条第1項後段」に、「支払済の他の退職手当等」を「支払済みの他の退職手当等」に改め、同項第2号中「支払済の他の退職手当等」を「支払済みの他の退職手当等」に改める。

(11) 第36条の7第1項中「支払済の他の退職手当等」を「支払済みの他の退職手当等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の法第328条の7第3項の政令で定める要件を満たす場合には、同項の総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」

とする。

- (12) 第58条中「第380条第2項」を「第380条第3項」に改める。
- (13) 第108条の7第2号中「規定により令」を「政令」に改める。
- (14) 附則第3条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び第28条の3第14号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。
- (15) 附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「)の使用」を「以下この項において同じ。)及びその使用による医療保険療養給付費(医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。)の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に、「令で定める取組」を「法附則第4条の4第3項の政令で定める取組」に、「令和3年」を「令和8年」に、「令で定めるもの」を「法第314条の2第1項第2号の政令で定めるもの」に改める。
- (16) 附則第5条の6第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「前項」を「第1項」に改め、同条第5項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。
- (17) 附則第5条の7の3第1項中「第2条第17号」を「第2条第19号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に改める。
- (18) 附則第5条の8第1項中「令附則第33条第11項に規定する」を「法附則第56条第10項の政令で定める」に、「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「土地を取得」を「土地の取得」に、「した場合」を「行つた場合」に、「取得された」を「取得が行われた」に、「同条第12項に規定する」を「同項の政令で定める」に改め、同条第3項中「令附則第33条第14項に規定する」を「法附則第56条第11項の政令で定める」に、「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「都市計画税額(同条)を「都市計画税額(前条)に、「令附則第33条第15項及び第16項の規定」を「法附則第56条第11項の政令で定めるところ」に、「同条第15項及び第16項の規定」を「同条第11項の政令で定めるところ」に改める。

(19) 附則第10条の2第3項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第9項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第10項及び第11項を削り、同条第12項を同条第10項とする。

(20) 附則第14条の11第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第6項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アの規定中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限

り、同条第2号アの規定中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アの規定中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(21) 附則第15条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

(22) 附則第15条の2の2第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「規定により令」を「政令」に改める。

(23) 附則第24条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の6の2第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第34号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条のうち、札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第28条の3第14号の改正規定中「この項、」を「この項及び」に改め、「及び第30条の2の3第1項」を削り、「第28条の6」を「同条」に改める。

(2) 第2条のうち、札幌市税条例第28条の5第1項の改正規定中「及び第15項」を「、第15項、第17項及び第19項」に、「第8項」を「第10項」に改める。

(3) 第2条のうち、札幌市税条例第33条の5の改正規定中「第321条の8

第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に、「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に、「改める」を「改め、同項を同条第13項とする」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中札幌市税条例附則第5条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中札幌市税条例第19条第2項、第30条の2の3第1項、第30条の4第9項及び第33条の2の2の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中札幌市税条例第28条の5の改正規定及び次条第3項の規定  
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の  
施行の日

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の札幌市税条例(以下「新条例」という。)

第30条の2の2第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った第1条の規定による改正前の札幌市税条例(以下「旧条例」という。)第30条の2の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2. 新条例第30条の2の3第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新条例第30条の2の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第30条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第30条の2の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第30条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
3. 新条例第28条の5第1項の規定(地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。次条において「令和3年改正法」という。))第1条による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第8条第17項及び第19項の規定に係る部分に限る。)は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に

終了する事業年度分の法人の市民税について適用する。

- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。